

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案概要

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則の一部を改正する省令案 概要

1. 改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律（令和2年法律第54号。以下「特例法」という。）第4条に規定する新型コロナウイルス感染症対応休業支援金は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象として支給してきたところ。
- 今般、足下の新型コロナウイルス感染症等の影響を踏まえ、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律施行規則（令和2年厚生労働省令第125号）の一部の規定について改正を行う。

2. 改正の概要

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金の対象となる休業の期限を令和3年11月30日から同年12月31日まで延長する。
- また、まん延防止等重点措置実施地域又は緊急事態措置実施地域については、令和3年5月1日から同年11月30日までの間の休業を対象に、一日当たりの支給上限額を11,000円とする地域特例を実施しているところ、この期間延長と併せて、当該地域特例の対象となる休業の期限についても同年12月31日まで延長することとする。

（参考）中小事業主に雇用される労働者の場合

	令和2年4月1日～ 令和3年4月30日	令和3年5月1日～ 令和3年11月30日	令和3年12月1日～ 令和3年12月31日
原則的な措置 【全国】	8割 11,000円	8割 9,900円	8割 9,900円
地域特例 【まん延防止等重点措置実施地域 ＋緊急事態措置実施地域】	—	8割 11,000円	8割 11,000円

※ 中小事業主以外の事業主に雇用されるシフト制労働者等についても、今般の対象期間の延長及び地域特例の対象とする。

3. 根拠法令

特例法第8条

4. 施行期日等

公布日：令和3年11月下旬（予定）

施行期日：公布の日

現在の雇用調整助成金等・休業支援金等の助成内容

雇用調整助成金等

(括弧書きの助成率は解雇等を行わない場合)(※3)

		～4月末	5月～12月
中小企業	原則的な措置	4/5(10/10) 15,000円	4/5(9/10) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	—	4/5(10/10) 15,000円
大企業	原則的な措置	2/3(3/4) 15,000円	2/3(3/4) 13,500円
	地域特例(※1) 業況特例(※2)	4/5(10/10) 15,000円	4/5(10/10) 15,000円

休業支援金等

		～4月末	5月～12月
中小企業	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円
大企業 (※4)	原則的な措置	8割 11,000円	8割 9,900円
	地域特例(※5)	—	8割 11,000円

(※1)緊急事態措置を実施すべき区域、まん延防止等重点措置を実施すべき区域(以下「重点措置区域」という)において、知事による、新型インフルエンザ等対策特別措置法第18条に規定する基本的対処方針に沿った要請を受けて同法施行令第11条に定める施設における営業時間の短縮等に協力する事業主(～4月末は大企業のみ。)
※重点措置区域については、知事が定める区域・業態に係る事業主が対象。
※各区域における緊急事態措置又は重点措置の実施期間の末日の属する月の翌月末まで適用。

(※2)生産指標が最近3か月の月平均で前年又は前々年同期比30%以上減少の全国の事業主

(※3)原則的な措置では、令和2年1月24日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断
地域・業況特例では、令和3年1月8日以降の解雇等の有無で適用する助成率を判断

(※4)大企業はシフト制労働者等のみ対象。

(※5)休業支援金の地域特例の対象は、基本的に雇用調整助成金と同じ(左記※1)。
なお、上限額については月単位での適用とする。
(例:5月10日から5月24日までまん延防止等重点措置
→5月1日から6月30日(解除月の翌月末)までの休業が地域特例の対象)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（支給実績）

11月4日時点 ※速報値

期間（月または週）	支給申請件数（件）		支給決定件数（件）		支給決定額（千円）	
		累計		累計		累計
～5/20	-	1,896,892	-	1,448,318	-	111,888,345
5/21～5/27	73,884	1,970,776	60,499	1,508,817	4,402,405	116,290,750
5/28～6/3	94,698	2,065,474	58,556	1,567,373	4,401,690	120,692,440
6/4～6/10	57,419	2,122,893	57,487	1,624,860	4,234,740	124,927,180
6/11～6/17	59,269	2,182,162	60,974	1,685,834	4,459,502	129,386,682
6/18～6/24	54,955	2,237,117	58,298	1,744,132	4,133,091	133,519,773
6/25～7/1	50,321	2,287,438	59,893	1,804,025	4,331,131	137,850,904
7/2～7/8	57,813	2,345,251	56,580	1,860,605	4,048,249	141,899,153
7/9～7/15	75,774	2,421,025	68,555	1,929,160	4,500,752	146,399,905
7/16～7/22	74,884	2,495,909	48,068	1,977,228	3,577,982	149,977,887
7/23～7/29	118,879	2,614,788	45,260	2,022,488	3,342,656	153,320,543
7/30～8/5	114,268	2,729,056	59,481	2,081,969	4,342,359	157,662,902
8/6～8/12	39,097	2,768,153	46,615	2,128,584	3,353,588	161,016,490
8/13～8/19	49,313	2,817,466	57,868	2,186,452	3,932,438	164,948,928
8/20～8/26	48,540	2,866,006	59,152	2,245,604	3,910,487	168,859,415
8/27～9/2	57,594	2,923,600	65,201	2,310,805	4,415,027	173,274,442
9/3～9/9	61,633	2,985,233	65,765	2,376,570	4,470,126	177,744,568
9/10～9/16	66,957	3,052,190	64,003	2,440,573	4,587,584	182,332,152
9/17～9/23	54,612	3,106,802	36,194	2,476,767	2,557,202	184,889,354
9/24～9/30	80,942	3,187,744	62,171	2,538,938	4,287,823	189,177,177
10/1～10/7	59,241	3,246,985	63,659	2,602,597	4,579,876	193,757,053
10/8～10/14	59,197	3,306,182	79,476	2,682,073	5,632,448	199,389,501
10/15～10/21	56,906	3,363,088	73,152	2,755,225	5,125,530	204,515,031
10/22～10/28	50,380	3,413,468	70,509	2,825,734	5,032,693	209,547,724
10/29～11/4	45,084	3,458,552	56,960	2,882,694	3,864,792	213,412,516
うち支援金	-	-	16,241	788,197	1,275,180	68,427,615
うち給付金	-	-	40,719	2,094,497	2,589,612	144,984,901

※ 申請件数については、支給決定時において支援金及び給付金の決定を行うため、申請時点で集計することは不可。

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）

第3章

1. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止

2. 感染症の影響により厳しい状況にある方々の事業や生活・暮らしの支援

（2）生活・暮らしへの支援（抄）

雇用調整助成金の特例措置等は、特に業況が厳しい企業等に配慮しつつ、令和4年3月まで延長する。具体的には、業況特例、地域特例について、3月末まで現行の日額上限・助成率の特例を継続する。その他については、3月末まで現行の助成率の特例を継続しつつ、日額上限は段階的に見直す。

同時に、成長分野等へ労働者が円滑に移動できる環境整備等を図るため、需要減少で人手が過剰な企業から人手不足の企業への在籍型出向を助成金でしっかりと支援するほか、職業訓練と再就職支援を組み合わせ、労働者のスキルアップや労働移動を図る事業の強化を行う。

また、当面の雇用調整助成金等の財源確保及び雇用保険財政の安定を図るため、雇用保険臨時特例法に基づき、一般会計から労働保険特別会計雇用勘定に任意繰入を行う。これを含め、雇用調整助成金等の支給や雇用保険財政の安定のため多額の国庫負担を行っていることも踏まえ、労使の負担感も考慮しつつ、保険料率や雇用情勢及び雇用保険の財政運営状況に応じた国の責任の在り方を含め、令和4年度以降の雇用保険制度の安定的な財政運営の在り方を検討し、次期通常国会に法案を提出する。